

もしもの時の 手続き 相続 完全ガイド

まるわかり!

野谷邦宏

(司法書士・行政書士・1級ファイナンシャルプランニング技能士・
相続士・遺品整理士)

【監修】

前田康行

(弁護士)

松岡太一郎

(弁護士・経営学修士(MBA)・精神保健福祉士)

大久保裕章

(税理士)

太田眞晴

(公認会計士・税理士)

當舎緑

(社会保険労務士・行政書士・CFP®)



はじめに

身近な人が亡くなったあと、のこされた人たちはどのような手続きを取らなければならないのでしょうか。覚悟はしていても、イメージがわからないという方や、急なことで何から手をつけていいのかわからないという方も多いのではないかと思います。

ご家族など、身近な人が亡くなった直後は、親族や関係者への連絡、葬儀の打ち合わせなどと並行しながら、役所へ書類や届出書などを提出しなければなりません。そして、葬儀が終わってからは年金や生命保険、名義変更などの手続きがあり、それらの手続きが終わってようやく落ち着いたと思ったら、今度は相続税の申告——。

身近な人が亡くなったあとは、皆さんが思っている以上に慌ただしく忙しい日々が続きます。

そんなとき、

「次に何をしなければならないのか」

「この手続きは一体誰に相談したらいいのか」

といった疑問や困惑を解消できるような一冊があれば、安心できるのではないかという想いがあり、今回この本を執筆させていただきました。

身近な人が亡くなったあとの手続きというのは、わからないことだらけだと思いますが、最近では届出を代行する葬儀社も増えてきています。また、自分で手続きをする場合であっても、市区町村役場などで担当者に尋ねれば、書類の書き方から、次に何をしなければな

らないのかまで親切に教えてください。

そのため、本書では**手続きを進めるにあたって皆さんに知っておいてほしい基本的な情報と、実践的に役立つポイントを厳選しました。**忙しい中、細かい届出書の書き方を完璧に把握する必要はないのです。それよりも、どういった届出があり、期限はあるのか、いつ、どこに問い合わせればいいのかといった点を、しっかりおさえておいていただきたいと思います。

また、相続税申告の手続きに関しては、期限は10カ月と長めですが、親族全員が関わるため、早い段階で話し合い、総意を出してから手続きを行う必要があります。きちんと話し合いをしなかった結果、あとから「こんなはずじゃなかった……」というような思わぬ問題やトラブルにつながるケースも多いので、注意が必要です。

相続の手続きでは、節税が必ずしもベストな選択肢になるわけではありません。財産に対する故人の想いや、家族や親族の生活、将来のことなど、それぞれのバランスを見ながら、どのような方向で手続きをするのかを決める必要があるのです。

そのため身近な人が亡くなったあとの手続きの流れや効果的な生前対策に加えて、「財産をどのように相続するのがいいのか」という考え方についても、掘り下げて説明していきます。

一人でも多くの方に本書をご活用いただき、身近な方が亡くなったあとの生活を支えるための一助になれば幸いです。

身近な方が亡くなった後の

14日以内

できたらチェック!

1章

- 死亡診断書(死体検案書)の受け取り
- 死亡届・火葬許可申請書の提出(7日)
- 健康保険・介護保険の手続き(14日)
- 世帯主の変更(14日)
- 年金受給停止の手続き(10日/14日)*

* 厚生年金受給者であれば死亡後10日以内、国民年金受給者であれば死亡後14日以内に必要書類を提出します。

3章

- 遺言書の検索
- 遺言書の検認*
- 相続財産の把握

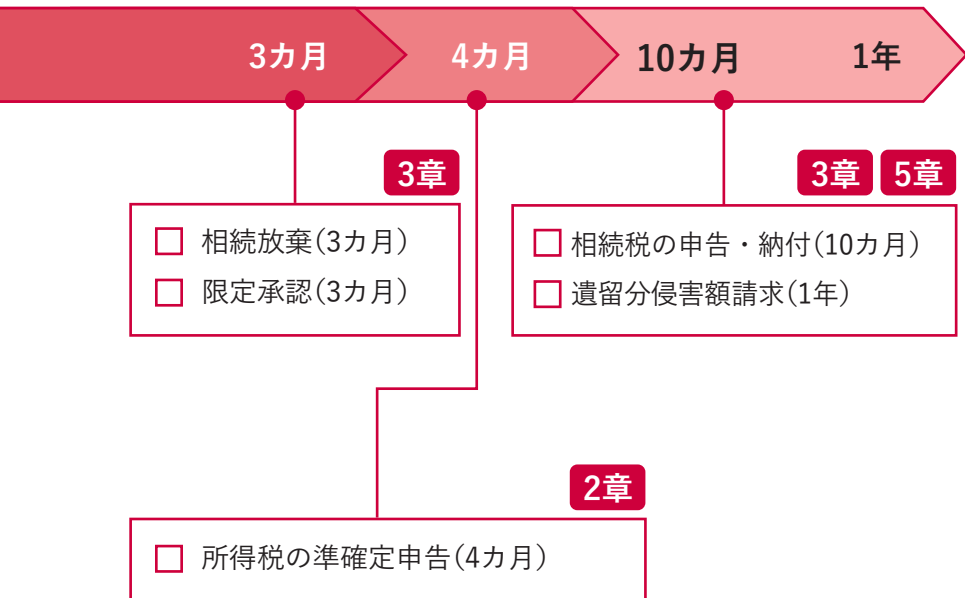
* 自筆証書遺言、秘密証書遺言は検認が必要です。ただし、法務局保管制度で保管した自筆証書遺言は、検認不要です。

少し落ち着いてから、早めに行う手続き

2章

- 公共料金などの変更・解約
- 免許、パスポート、クレジットカードの返還・解約
- 携帯電話の解約
- 各種の名義変更・解約
- 残された配偶者の名字の変更
- 子の氏の変更許可申立・子の入籍届
- 姻族関係終了届の提出

手続き **まるわかり** チャート



落ち着いてから行う、期限のある手続き

1章 2章

- 葬祭費・埋葬料の請求(時効2年)
- 高額療養費の請求(時効2年)
- 死亡一時金の請求(時効2年)
- 各種年金の請求(時効5年)
- 生命保険金(死亡保険金)の請求(時効3年)

一目でわかる！期限に間

本書の使い方

1

故人が年金受給者

年金を受給している人が亡くなった場合の手続き

年金の支給を停止するための手続きが必要で
す。未支給の年金は請求することができます。

10日または
14日以内

役場

年金

社労士

手続きなどが必要な人

大切な人が亡くなってしまったときの
手続きには、全員が必ず行わなけ
ればいけないものもあれば、必要な方
だけ行えばいいものもあります。
まずは、ご自分に必要な手続きをメ
インに確認していきましょう。

手続きの期限

役場への届出書の提出や、各種の変
更手続き、相続手続きなどにはそれ
ぞれ期限があります。
期限の直前になって慌てないため
にも、期限のある手続きを確認してお
き、早めに準備を進めていくように
しましょう。

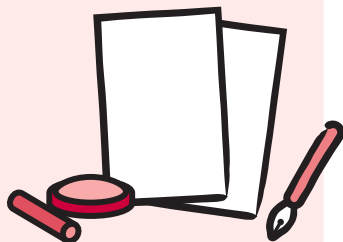
もっと詳しく知りたい方へ 素朴な疑問や、例外的な事例も紹介！

一般社団法人しあわせほうむネットワーク監修

「しあわせ遺産相続」相続Q&A



<http://www.j-nls.or.jp>



に合う！手続きのポイント

困ったときに頼れる窓口・専門家

各家庭やご自身の状況によって、必要な書類や証明書などは異なる場合があります。そんなとき、悩んだり、調べまわったりしなくても、役場や公的機関などの担当窓口では親切に教えてもらえるものです。本書では、相談できる窓口を手続きごとにまとめました。

役場	税務署	健康保険組合	家庭裁判所	証券会社など	関係各社
年金	法務局	公証役場	金融機関	陸運局	保険会社

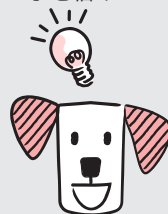
(年金事務所)

また、各種の届出や相続に関わる手続きは、それぞれ頼むことのできる専門家がいます。

忙しくて手が回らないときや、行き詰まってしまったとき、専門家の手を借りることで、手間を省きながらベストな選択をすることができます。得意な分野はそれぞれ異なるため、各項目のアイコンを参考にしてみてください。

社労士	税理士	司法書士	遺品整理士など
行政書士	FP	弁護士	

(ファイナンシャルプランナー)



知っておきたい4大「相続の専門家」ガイド

相続は、人生の中でそう何度もあることではありません。手続きに必要な書類も多く、法律も複雑なので、一般の人にとっては、わからないことだらけでしょう。



次のページから、相続に関する専門家の特徴と、どのような場合に相談すればよいかをまとめました。実際に専門家に依頼したいと考えたとき、参考にしてみてください。

①

弁護士 争いごとを解決するプロフェッショナル**【こんなときに相談しましょう】**

- ①相続の法律相談をしたい
- ②相続人間で対立しているので家庭裁判所に調停を申し立てたい
- ③寄与分や遺留分の請求のため家庭裁判所に調停を申し立てたい
- ④家庭裁判所に不在者財産管理人や相続財産管理人を申し立てたい
- ⑤遺産を不当に侵害されたので裁判を起こしたい
- ⑥故人に多額の借金もあるが、資産もあるため、相続放棄をすべきか否か迷っている

弁護士は相続手続き全般の代理人となることができ、裁判所などの手続きで代理人となれるのは弁護士だけです。遺産分割調停や審判など、裁判所が絡む相続の問題については弁護士に相談するのが一般的です。

相続人が子ども一人の場合などはもめることはない、弁護士に依頼する必要はないでしょう。しかし、「連絡を取っていない相続人がいる」「相続財産がどれくらいか全くわからない」「誰が相続人なのか全くわからない」「複数の相続人がいて話し合いがまとまりそうにない」など、自分一人では荷が重いと感じるときには、依頼を検討してみましょう。

②

司法書士 不動産、金融資産整理のプロフェッショナル**【こんなときに相談しましょう】**

- ①不動産の相続登記をしたい
- ②預貯金や有価証券など金融資産の承継手続きをしたい
- ③遺産整理の方法を総合的に相談したい
- ④相続放棄をしたい
- ⑤家庭裁判所に遺言書の検認手続きをしたい
- ⑥故人が会社役員だったので承継手続きをしたい
- ⑦預貯金の解約をしたい

司法書士は、不動産の相続登記のほか、預貯金や株式などの金融資産の承継手続きを代行できます。相続した土地や建物、預金通帳や株式の通知書など、相続手続きをどのように進めたらいいかわからない場合は、司法書士に相談するといでしょう。他の専門家に相続の手続きを依頼した場合でも、相続登記に関しては司法書士に依頼することになります。

また、相続手続きの際に必要な、戸籍謄本の取り寄せや書類の作成・提出も司法書士に依頼することができます。また、故人が会社役員の場合は、会社の登記も変更が必要ですが、これも司法書士が代行できます。

③ 税理士 税金関係のプロフェッショナル

【こんなときに相談しましょう】

- ①相続税の申告について相談したい
- ②準確定申告について相談したい
- ③不動産を相続したときに、上手に相続税を節税したい
- ④相続した株式や不動産を売却して遺産分割したときに、譲渡税申告をしたい
- ⑤自分で相続税の申告をしたが、相続税の還付をしたい

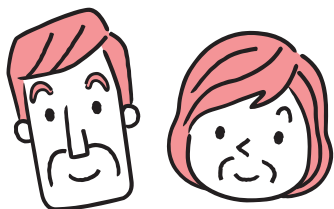
税務申告の代理人となれるのは税理士のみです。相続をするにあたって一番大きな問題となってくるのは相続税の申告です。どのように相続すると税金が高くなるのか、また、どのように相続すると税金が安くなるのかなど、税金に関するアドバイスをしてもらえます。相続税の申告手続きを依頼したいのであれば税理士に頼む必要があります。

④ 行政書士 遺産整理全般のプロフェッショナル

【こんなときに相談しましょう】

- ①故人の相続人を調べる戸籍収集をしたい
- ②預貯金や有価証券など金融資産の承継手続きをしたい
- ③遺産整理の方法を総合的に相談したい
- ④遺産分割協議書の作成を相談したい
- ⑤自動車の相続手続きをしたい
- ⑥故人が事業の許認可を受けていたので、変更手続きをしたい

市区町村役場の諸手続きの進め方や、遺産分割協議書の作成などをどのように進めたいかわからない場合は、行政書士に相談するといいでしょ。う。「相続に関するトラブルは生じていないけれども、面倒な役所への手続きを自分で処理するのが大変」という場合に、代わりに対応してくれます。仕事で忙しくて役所へ行けない方や、高齢で役所に行くのが大変な方などは、行政書士に相談してみるといいでしょう。また、故人の自動車の相続手続きを陸運局でする場合や、故人が事業の許認可を受けていたので変更手続きをしたい場合も、行政書士が手続きを代行します。



はじめに	002
身近な方が亡くなった後の手続きまるわかりチャート	004
一目でわかる！ 期限に間に合う！ 手続きのポイント	006

第 1 章

はじめにやるべきこと

① 故人とのお別れの流れ（臨終から火葬まで）	016
② はじめに行う手続きの概要	020
③ 死亡届・火葬許可申請書	022
④ 健康保険・介護保険の資格喪失の手続き	026
⑤ 世帯主が亡くなった場合の手続き	029
⑥ 年金を受給している人が 亡くなった場合の手続き	032
⑦ 遺族年金を受け取る	037
⑧ 遺族年金以外の給付金	050

第 2 章

落ち着いたら順に進める手続き

- ① 落ち着いたら行う手続きの流れ 054
- ② 公共料金などの変更・解約 056
- ③ 免許証・パスポート・
クレジットカードの返還・解約 059
- ④ 準確定申告の手続きをする 061
- ⑤ 葬祭費・埋葬料を受け取る 067
- ⑥ 高額療養費を受け取る 069
- ⑦ 生命保険金を受け取る 070
- ⑧ 婚姻前の名字に戻したい場合 072
- ⑨ 相続税の申告・納税の概要 077

第 3 章

相続の基本を知ろう

- ① 相続の目的はこれから生きる人たちのため 080
- ② 相続の流れを知る 082
- ③ まずは遺言書の有無を確認する 086
- ④ 遺言書の検認をする 089

⑤ 相続人になれる人を把握する	093
⑥ 戸籍から相続人を確定する	096
⑦ 法定相続情報証明制度を利用しよう	098
⑧ 特別寄与料の請求	100
⑨ 遺留分の権利について	102
⑩ 相続財産を把握する	105
⑪ 相続財産の相続・放棄は選ぶことができる	108
⑫ 遺産の分け方を決める	111
⑬ 遺産分割協議書の書き方	113
⑭ 未成年や認知症の相続人がいるとき	115
⑮ 配偶者居住権	117

Column ライフプランをふまえた 「家族にとってのベストな相続」は?	120
--	-----

第 4 章

遺産整理と相続手続き

① 遺産・遺品の整理はのこされた人のつとめ	128
② 遺品の扱い方	130

③ 遺品の整理と処分の方法	132
④ 銀行預金の相続手続き	135
⑤ 株式など有価証券の相続手続き	138
⑥ 不動産の相続手続き	140
⑦ 自動車の相続手続き	145
⑧ デジタル遺品について	148

第 5 章

相続でかかる税金の計算

① まずは相続税がかかるかどうかの確認から	152
② 不動産の評価方法について	154
③ 小規模宅地等の特例について	157
④ 株式の評価方法（上場・非上場）	160
⑤ 相続税はいくらになる？	163
⑥ 自分が払う分がいくらになるのか 計算してみよう	167
⑦ 相続税の軽減・加算措置	170
⑧ 相続税申告書の書き方	173
⑨ 相続税の納税方法	181

⑩ 申告漏れがあった場合の 税務調査・ペナルティ	184
-----------------------------------	-----

Column 二次相続にも要注意! 長期的視点で得する相続とは?	188
--	-----

第 6 章

想いをつなげる生前の対策

① 生前対策の基礎知識	200
② エンディングノートとは	202
③ 遺言書についての基礎知識	204
④ 遺言書に書けること	212
⑤ 生前贈与の活用方法	215
⑥ 生前贈与の特例	223
⑦ 生命保険の活用方法	228
⑧ 家族信託の活用方法	232
 書籍購入特典	 237